

地域ケアプラザの夜間利用方法の変更について

今後ますます進展する超高齢社会において、地域ケアプラザを中心とした横浜型地域包括ケアシステムの構築と、近年相談件数が大きく増加している地域ケアプラザの日中の相談支援の充実・強化を図るため、地域ケアプラザの夜間利用方法を変更します。

これまで夜間時間帯に勤務していた職員を、この変更により可能な範囲で日中勤務とすることで、高齢者の介護相談・生活相談の充実や、地域の自治会町内会、民生委員・児童委員、医療・福祉施設の皆様との連携強化など、地域支援の充実を図っていきます。

- ①【令和4年10月～】福祉・保健に関する相談時間の変更(全施設)
- ②【令和5年4月～】予約がない場合の夜間閉館の試行実施(対象施設のみ)

① 福祉・保健に関する相談時間の変更(全施設)

令和4年9月まで	令和4年10月から
相談時間 月～土：9～21時 日・祝：9～17時 (年未年始及び月1回の施設点検日は休館) 上記以外の時間帯は、ケアプラザにかかる相談電話は、特別養護老人ホームに転送し対応しています。	相談時間 月～土：9～ <u>18時</u> 日・祝：9～17時 (年未年始及び月1回の施設点検日は休館) 上記以外の時間帯は、ケアプラザにかかる相談電話は、 <u>看護師等が対応するコールセンター</u> に転送し、対応します。

② 予約がない場合の夜間閉館の試行実施(対象施設のみ(※1))

令和5年3月まで	令和5年4月から
開館時間 月～土：9～21時 日・祝：9～17時 (年未年始及び月1回の施設点検日は休館) 現在、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、月～土の夜間の利用予約がない場合、18時閉館としている場合があります。	開館時間 月～土：9～ <u>21時(※2)</u> 日・祝：9～17時 (年未年始及び月1回の施設点検日は休館) <u>※2 18～21時に施設予約がない場合は18時に閉館(予約のある日は21時まで開館)</u> (18～21時の予約×切は、職員勤務体制を整えるため、利用希望日の前月上旬頃の予定です。詳細は、別途、利用団体等に説明していきます。)

※1 対象施設は、施設の状況等を勘案して、令和4年8月頃決定します。

試行実施において、利用団体の御意見を丁寧に伺いながら進め、夜間閉館による効果や課題を整理し、今後の効果的な地域支援と施設運営について検討します。

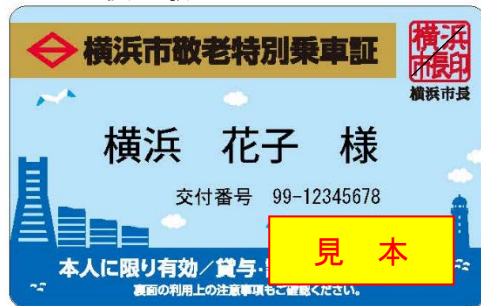
問合せ先： 青葉区役所福祉保健課事業企画担当 Tel (978) 2436
健康福祉局地域支援課 Tel (671) 2388

敬老特別乗車証（敬老パス）の I C 化について

- 横浜市では令和 4 年 10 月から、現行の紙製の敬老パスを廃止し、専用のプラスチック製の「I C カード」に変更します。
※令和 4 年 10 月から、敬老パスの利用には、I C カードが必要になります。
- 現在有効な敬老パスを所持している方へ、令和 4 年 4 月下旬頃、I C 化に係る案内文を郵送します。

1 I C カードの利用イメージ

IC 化後の敬老パス



乗合バス乗車イメージ



バス等に新たに設置する専用読取機に、敬老パス（I C カード）をタッチして利用します。

2 I C カード化の目的

高齢化の進展により敬老パスの利用者が増加する中で、横浜市では、敬老パスを持続可能な制度とするための検討を行ってきました。

令和元年度に設置された「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方に関する検討専門分科会」の答申において、今後の制度のあり方を検討するためには、利用実績をより正確に把握し、透明性を確保することが求められ、そのためには I C 化が有効とされました。

これを踏まえ、敬老パスを I C カード化します。

（次頁あり）

3 利用実績の取得

敬老パス制度等、本市の高齢者等の外出支援施策の検討や、交通事業者への正確な利用実績データの提供に活用することを目的に、I Cカードの敬老パス利用時には『利用情報※』を本市が取得します。

※『利用情報』…敬老パスの利用回数や利用した交通機関、利用場所（バス停等）の情報です。取得した利用情報は、個人を識別することができないように加工した上で活用し、他の目的には利用しません。

4 I C化に係るご案内について

2月末時点で敬老パスをお持ちの方（約39万人）へ、4月下旬頃から、別紙の案内文をお送りします。

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年4月下旬～	案内文の発送、コールセンター設置
5月	広報よこはま5月号（I C化のご案内）
7月	I Cカード発送開始 I Cカードのテスト利用期間開始
10月	I Cカード化 (敬老パスの利用にはI Cカードが必要になります。)

6 お問い合わせ先

専用のコールセンターを4月下旬から設置します。敬老パスについてご不明な点がございましたら、別紙の案内文に記載のコールセンターまでお問い合わせください。

担当
健康福祉局高齢健康福祉課
藤原、小山田
電話：671-2406

横浜市敬老特別乗車証

敬老パス IC カード化についてのお知らせ

(このご案内は、令和4年2月末時点で敬老パスをお持ちの方へお送りしています。)

横浜市では令和4年10月から、現行の紙製の敬老パスを廃止し、専用のプラスチック製の「ICカード」に変更します。

令和4年10月から、敬老パスの利用には、ICカードが必要になります。

◆ ICカード化によって変わること

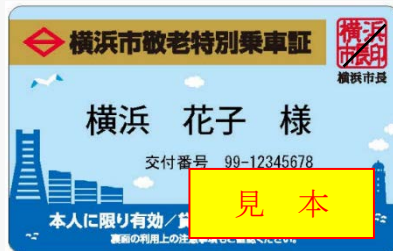
現在

紙製のカード



バス乗務員や駅係員に敬老パス(紙製)を提示して利用

ICカード化後



専用のプラスチック製カード



専用読取機^(※)に敬老パス(ICカード)をタッチして利用

※専用読取機はバス等に新たに設置します

※ICカード化による敬老パスの負担金額の変更はありません。

◆ ICカード化の目的について

高齢化の進展により敬老パスの利用者が増加する中で、横浜市では、敬老パスを持続可能な制度とするための検討を行ってきました。

令和元年度に設置された「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方に関する検討専門分科会」の答申において、今後の制度のあり方を検討するためには、利用実績をより正確に把握し、透明性を確保することが求められ、そのためにはIC化が有効とされました。これを踏まえ、敬老パスをICカード化します。

【参考】横浜市ホームページ「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方の検討について」



裏面も必ずご確認ください

ICカードは令和4年7月から9月にかけて 順次発送します。

令和4年2月末時点で敬老パスをお持ちの方へICカードを発送します。
令和4年10月から、敬老パスの利用には、ICカードが必要になります。

- ICカードは、『利用情報』の取得※について同意の上、利用してください。
(同意についてのお手続きは必要ありません。)
- 『利用情報』の取得に同意いただけない場合(ICカードを利用しない場合)は、ICカードはお送りしません。必要なお手続きをご案内しますので、
下記「横浜市敬老パス問合せダイヤル」に令和4年5月25日までに連絡してください。

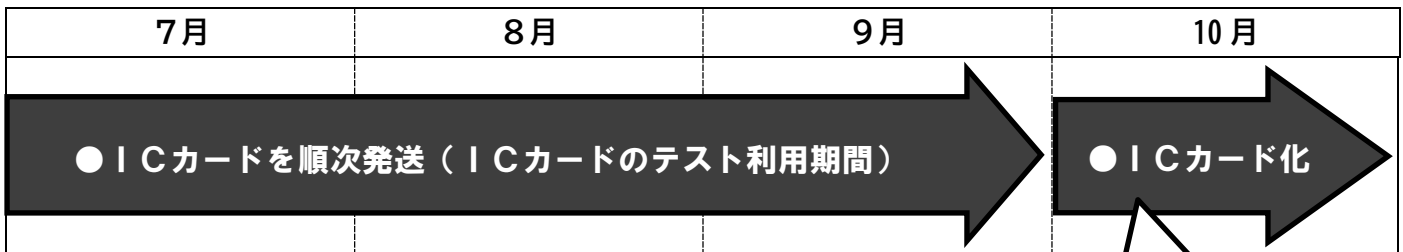
※『利用情報』の取得について

敬老パス制度等、本市の高齢者等の外出支援施策の検討や、交通事業者への正確な利用実績データの提供に活用することを目的に、ICカードの敬老パス利用時には『利用情報*』を本市が取得します。

本市が敬老パスの利用情報を取得することについて同意することで、ICカードの敬老パスがご利用になれます。

*『利用情報』…敬老パスの利用回数や利用した交通機関、利用場所(バス停等)の情報です。取得した利用情報は、個人を識別することができないように加工した上で活用し、他の目的には利用しません。

スケジュール



- ICカードが届くまでは、紙製のカードを利用してください。
- ICカードが届いたら、ICカードを利用してください。
 - ・専用読取機にICカードをタッチして利用
 - ・専用読取機が未設置の場合は、バス乗務員や駅係員にICカードを提示して利用

紙製のカードは
使えません

※ 10月1日以降のご本人負担額等のお知らせは別途お送りします。

令和4年4月25日
開設予定

横浜市敬老パス問合せダイヤル

電話：045-394-3105

FAX：045-620-7935

受付時間：8時から19時まで(土日・祝日も受け付けています。)

あおばい3

2022.3

vol.3



青葉区

地域で活躍する魅力的な人を紹介

藤田 恵子さん (上谷本地区)
地域への愛情とつながりが活動の原動力

長津 末江さん (中里地区)
サロンで広がる地域のつながり

増田 健一さん (山内地区)
活動を支えるのは地域や人との
丁寧なつながりづくり

表紙の写真
藤田 恵子さん
(上谷本地区)

青葉区地域力応援通信「あおばいろ」とは

「あおばいろ」は、青葉区内で魅力的な地域活動をしている「人」と、その人が取り組んでいる活動を紹介する広報誌です。

皆さんの身近な地域に、こんなに素敵な活動をしている「人」がいることを知ってもらうことはもちろん、これから地域で何かを始めたいと考えている方にとって、「あおばいろ」が一步を踏み出すきっかけとなることを目指して作成しました。

青葉区ウェブサイトVol.1とVol.2を掲載していますのでご覧ください。
ご紹介している方やその活動についてもっと知りたいという方は、ぜひ青葉区役所までご連絡ください!



あおばいろVol.3 目次

- 藤田 恵子さん(上谷本地区)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
「地域への愛情とつながりが活動の原動力」
- 長津 末江さん(中里地区)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
「サロンで広がる地域のつながり」
- 増田 健一さん(山内地区)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
「活動を支えるのは地域や人との丁寧なつながりづくり」

青葉区長よりメッセージ

青葉区地域力応援通信「あおばいろ」の第3号ができあがりしました。

「あおばいろ」は、青葉区内で活躍する「人」にスポットをあてた冊子です。今回ご紹介する3名も、人や地域とつながりながら、地域活動に取り組んでいるとても魅力的な区民の方々です。

誰もが住みやすい街を目指し、地域活動に取り組んでいただいている全ての方に感謝を申し上げるとともに、「あおばいろ」によって、地域活動の素晴らしさが一人でも多くの方に伝わることを期待しています。



横浜市青葉区長
小澤 明夫

藤田 恵子さん

上谷本地区
民生委員児童委員協議会
会長

家族の仕事の都合で青葉区へ引っ越してきて、45年となります。25年間続けている民生委員の活動での気付きを大切にして、「番地の会」など地域のために様々な活動をしています。

上谷本



地域への愛情と
つながりが活動の原動力

柿の木台地区が開発中の頃から、長い間、地域を温かく見つめてこられ、現在は上谷本地区民生委員児童委員協議会の会長を務められている藤田恵子さんにお話を伺ってきました。

◆ きっかけ

「民生委員を務めて」昨年の7月で25年になったの。青葉区は先輩方皆さんが卒業していかれるから、「番長くなつたみたい」と、笑顔で話してくれた藤田さん。民生委員として長い間地域に関わり、その中で得た気付きが、藤田さんの活動において大きな基礎となっています。さらに、お話を伺っていると、民生委員としての関わり以外からも、多くの気付きを得ていることが伝わってきました。

藤田さんが「私の地域デビュー」と教えてくれたのは、藤が丘地区センターに職員として勤務していた際、地域を引っ張っていく方々と触れ合えたことです。「この地域に」という方々が暮らして

いて、どんな活動をしながら、皆さんが地域を作っているかということ、すぐく学ぶことができた」と話してくれました。

青葉区以外のことも知りたいと、藤が丘地区センターを退職後、磯子区にある横浜市社会教育コーナーに10年間勤務しました。市内に1館しかない社会教育施設で、18区全てを対象としているため、各区の特色や、いろいろな活動を知ることができたそうです。



退職する際に立ち上げた「藤が丘地区センター緑のボランティアの会」では、現在も代表として、花壇の草取りや植栽といった活動を、毎月1回行っています。花好きのメンバーたちの居場所になっています

また、区の講座を受講したことをきっかけに、学校教育・子どもの育ちの支援を目的に活動する、現NPO法人あおば学校支援ネットワークの発足にも携わり、現在もメンバーとして活動しています。

◆ 民生委員

藤が丘地区センターに勤務していた時期に、「やってみないか？」と声をかけられたことをきっかけに、民生委員を引き受けました。初めは、寝たきりの方の介護者2名と一人暮らしの高齢者3名の5名の方の見守りを担当しました。高齢の方の様々な生き方に触れ、「これがこの先、私が行く道なんだな」と考えさせられることに意義を感じ、そこから地域にのめりこんでいったそうです。

藤田さんが民生委員として活動する思いの礎は、新任研修の時に見たドラマだそうです。民生委員役の俳優が自転車で街中を奔走する姿が、今でも記憶に鮮明に残っていて、「困っている

人には、会いに行って、その人がちよつとも楽になれるように、何らかの答えを出してあげる。それが民生委員の仕事なんだ」ということがインプットされています」と話してくれました。

現在、30人ほどの高齢の方の見守りを担当しているそうですが、それでもまだ地域には藤田さんと全くつながっていない方がいらつしやるそうです。「ちよつとも情報があつたら、すつ飛んで行くんですけど…」と心配そうに話し、この思いが「番地の会」の活動につながっていきました。

◆ 番地の会

平成27年度頃、当時の上谷本地区は、地域の見守り活動への機運がなかなか上がらない状況に頭を悩ませていたところでした。そんな折、民生委員を中心にゆるやかな見守りを行うことを目的として区が実施していた「青葉ふれあい見守り事業 上谷本地区連絡会」の中で、支え合いマップ作りの講習を受けました。藤

田さんは「これだわ!」と直感すると、すぐに町内会長の快諾を得て、支え合いマップ作りに着手しました。この活動が「番地の会」です。

最初に取り組んだのは、柿の木台の同じ番地を単位とした、約50世帯の方が暮らしエリアでした。「地区懇談会を開催するのでお集まりください」という町内会長からのお手紙(会長ご自身がポスティングしてくれたそうです!)に、半分以上の世帯の方が集まってくれました。子育てをしていた時期以来、何十年ぶりに顔を合わせたご近所さん同士、「久しぶり!何してた?」と、同窓会のような大変やかな雰囲気から話が盛り上がり、「うちはもう一人になりました」「うちは高齢の夫婦二人で暮らしています」など、参加された皆さんが近況を伝え合いました。

それぞれの世帯の状況を、一人暮らしの世帯は赤、高齢者夫婦の世帯は緑といったように色分けして示し、「ここには一人暮らしの方が住んでいるから、隣の方々は気



を付けてくださいね」と話しながら、支え合いマップに隣近所の情報を落とし込んでいきました。

柿の木台地区以外のエリアでも「番地の会」を開催し、支え合いマップ作りを広げることにあわせて、「青空サロン」も開催しました。これは、公園にテーブルと椅子を用意し、「番地の会」でつながった皆さんや通りがかった近くの住民が、気軽に参加できる場所として提供したものです。「集まれる場所って、すごく大切なんです。お汁粉を作ってきてくれた方もいたんですよ」と、話してくれました。

◆ モチベーション

藤田さんが、民生委員も含め、地域で長く様々な活動を続けられている理由は、「つながり」のこと。もちろん大変だなと思う時もあったけれど、活動の中でつながってきた人たちのことを考えると、やめようとは思わなかったそうです。地域のためにそんなに頑張るのはなぜですかと聞くと、「お節焼ききなよ、きつと」と、笑顔で答えてくれました。

◆ 目標

藤田さんの現在の目標は、新しく引越してきた若い世代の方々に「番地の会」に参加してもらうことです。もともと住んでいる方や町内会の役員、民生委員などから、この地域がどのように作られているのかを伝え、そして、地域とつながるっていいことなんだと、少しでも感じてほしいそうです。「ちよっと冒険」とは言いつつも、どのようにPRすると、若い世代が興味を持ってくれるのかがリサーチ中とのことでした。

「みんなで住みやすくしたいし、みんなに住んでよかったねと言いたい」と話し、先輩たちが作ってきてくれた素晴らしい地域や地域に対する愛情を、若い世代にも継承したいと語ってくれました。

藤が丘地区センターに取材に伺った際、地区センターを利用されている方に優しく声をかけられている姿が印象的でした。きつと地域のこと、この優しさで見守っているのだなと感じ、温かい気持ちになりました。



2017(平成29)年に開催した青空サロンの様子(横浜市社会福祉協議会より写真提供)

なが
長津

まつ
え
末江さん

高齢者交流団体
「銀の会」代表

青葉区大場町で生まれ育ち、
現在まで大場町に住まわって
います。自然豊かな頃の大場町
から現在の大場町への移り変
わりを目にしてこられました。
大場町を愛する気持ちを大事
にして、地域の高齢者の活動
を支援しています。

現在は「銀の会」代表として、
地域の高齢者の活動支援や
つながりづくりに精力的に取り
組んでいます。

中里



サロンで広がる地域のつながり

平成17年に高齢者の元気な日々(アクティブシニアライフ)を願い活動する「銀の会」を立ち上げ、代表として、高齢者の活動の支援やつながりづくりに取り組む長津さんにお話を伺いました。

◆ きっかけ

長津さんがボランティア活動を始めるきっかけになったのは、今から18年前にさかのぼります。5人兄弟の一番上のお兄様ご夫婦がお母様の介護を長くされていた姿が記憶に残っていて、自分も高齢者の支援をしたいと思い立ち、このことに始まります。

18年前に、当時あった青葉区役所別館で活動中の「あおばサロン」というボランティアグループに、毎月、その二員として参加されました。当時は2歳になるお孫さんを連れての活動だったそうです。

そのころから、将来行いたい高齢者支援活動の構想を思い描いていたそうです。現在一緒に活動するメンバーにその当時に出会った方もいらっしやいます。人との

出会いの大切さを語っていらっしやいました。

◆本格的に活動スタート 「銀の会・銀のつどい」

本格的な地域活動の始まりは、大場地域ケアプラザで実施された「ボランティア講座」に参加して、地域の人々とのつながりができ、特に高齢者の方々の活力維持や向上に寄与することをより意



銀のつどいのパンフレット



10周年には、会のあゆみを冊子にまとめました

識するようになったことでした。

そうしたことから、「高齢者活性化推進 銀の会」を結成しました。平成17年4月のことでした。

同年、区役所が行った「青葉区協働事業」に応募し、介護予防型「ほっとサロン 銀のつどい」も立ち上げ、現在まで17年間、休むことなく、サロンを月4回開催しています。

◆地域の魅力と 地域への思い

大場町の魅力をお聞きすると、生まれ育った頃に比べると地域の様子は一変してしまいました。が、まだまだ自然が残っているところだそうです。

また、大場町外から転入される方も多く、無理なく、新しい街として発展しているところや公の施設や大学、病院も近く、生活しやすいとのことでした。

さらに、様々な分野で活躍される人材が豊富な地域で、自分のできることをボランティアでする人が多く、「銀の会」で行う講

演会やイベントなどの講師は地域にお住まいの方をお願いできるそうです。

地域の魅力を熱く語られ、地域を愛している気持ちが強く伝わってきました。

◆銀の会での活動

銀の会は現在、ボランティアスタッフ20人、講師3人で運営しており、毎週金曜日に、大場地域ケアプラザで、参加者は20人から30人で、「ほっとサロン 銀のつどい」を開催しています。

「いく所がある」「することがある」「あう人がいる」この三つの基本理念を大切に活動しているとのことでした。

そして、その主な内容は「手芸」「絵ががみ」「陶芸」「歌」「各種ゲーム」「健康教室」などです。

新型コロナウイルスが始まる前は、スタッフの心づくしの昼食の提供もあり、参加者は二日楽しむことができ、50人ほどの参加となっていました。現在はコロナによる人数制限のため、午前、午後

分けて20人ほどの会合になっていますが、その中で、月2回行われる桐蔭横浜大学尾山先生の指導による楽しい体操は好評です。

コロナ禍以前は、バス旅行、季節のお祭り、幼稚園児との交流会や講演会など多くのイベントも実施していました。

早くコロナ禍が収束して、元のような活動が再開できることを強く望まれています。



大学の先生の指導を受け参加者全員で手指体操 皆さん真剣です

◆ 地域への感謝、参加者やスタッフへの思い

長津さんが活動する上での Motto は、「感謝の気持ちを忘れない」です。この言葉は、ご主人からのメッセージであったそうです。

また、活動を円滑に進めるためには、「家族の理解と協力」「スタッフの協力と理解し合うこと」が何よりも大切であるとおっしゃいます。

活動ができるのも、地域の協力と理解があればこそと、感謝の気持ちを忘れません。また、参加者やスタッフを大切にすることを大切にしています。

「ひとつでも得意なことがあれば、それを生かしてほしいと思います。いろいろな問題をかかえていても、「できること」「やりたいこと」「人が人にはあるはずです。それを生きがいにして参加してほしいと思っています。おひとりおひとりを大切にしていきたいと思っています」
そのように語っていらっしゃいました。



代表、副代表、会計担当の皆さん

◆ 行動力が生み出すつながり

新たに講座を始めたいときや協力をお願いしたい人がいると、まず行動を起こします。

その人に直接お話をして考えを理解してもらい、共感を持って協力をしてもらいます。

まず行動すること、話すことを大切にしています。

4年前と2年前に病気で手術や長期間の入院を余儀なくされましたが、スタッフからの励みや「銀の会」への思いから、早期の復帰を果たしました。

新型コロナウイルスの感染拡大で、様々な団体の活動が制限される中、長津さんは、続けることを重視しました。

そんな中、時代の流れである「デジタル化」にも積極的に挑戦しています。

締め切り3日前に知った横浜市の「リモート支援」の補助金に申し込み、補助を受けて、Zoomの会を立ち上げ、リモートでの会議や講習会を実施しています。最近では、出欠確認はメールで、会議の議事録のペーパーレス化も進めているそうです。

どんな時も、常に前向きです。

◆ これからの銀の会と目標

今思い描いている銀の会の将来像は、会員それぞれが、自分の住む身近な地域で活動を始めることで、そのための支援は惜しまないと、熱意を語っていらっしゃいました。

そして、銀の会の後継者が育ち、地域の高齢者のつながりが続き、地域の住民の皆さんが同じ地域に住む住民として仲良く暮らしてくれることがこれからの目標とのことでした。

長津さんのバイタリティと思いの強さに圧倒され、これからも、ますますお元気で、感謝と熱意で地域活動を続けていただけると実感したひと時でした。



増田 健一 さん

荇子田地区5公園愛護会 会長
 Joy of roses (バラの会) 会長
 太陽ローズガーデン・
 太陽ローズハウス代表
 荇子田自治会 役員

お仕事で赴任してきたことをきっかけに、青葉区に住んで約40年になります。荇子田太陽公園を中心に、ボランティアや公園愛護会、自治会など、地域のために精力的に活動されています。

◆ 荇子田に対する思い

増田さんが青葉区に関わりを持つことになったきっかけは、19歳の新人警察官として、できたばかりのたまプラーザ交番に赴任し、現在の荇子田にあたる地域を担当したことです。当時の荇子田は、山と畑と田んぼが広がる山村で、25世帯の方しか暮らしていません。将来は素敵な街になるだろうと漠然と思い、本格的に開発が始まる前に引っ越してきました。日々造成され、家が増えていく様子、そして、街ができていく過程をつぶさに見つめていた増田さんは、街の歴史を知っているからこそ、ことさらに、荇子田という地域に思い入れと愛着があるそうです。

活動を支えるのは
 地域や人との丁寧なつながりづくり

ヨコハマ市民まち普請事業を活用した太陽ローズハウスの整備を筆頭に、様々な活動に取り組んでいる「大先輩」である増田健一さんに、地域活動に対する思いや「後輩」たちへのメッセージを伺ってきました。

◆ 地域活動を始めた きっかけ

「現職時は神奈川県全体に奉仕してきたので、定年後は身近な地域に貢献しよう」との思いを抱き、41年間勤めた神奈川県警察を定年退職したことをきっかけとして、地域活動へと飛び込んでいきました。現在の増田さんの姿からは意外に感じますが、不規則な勤務形態であったこともあり、現役の時は地域との関わりは決して多くはなかったそうです。

2010(平成22)年に初めて参加したのは、荇子田太陽公園を中心にバラの管理をするボランティア「Joy of roses(バラの会)」で、荇子田小学校に通う児童の保護者(OBもたくさんいらっしゃいます)による「おやじの会」でした。増田さんは、2つの団体が良い関係を構築できるよう、特に人間関係には気を配ったそうです。そして、その働きも助となり、2つの団体が協力して荇子田太陽公園のバラの整備を大きく進めました。今でも「Joy of rosesが公園で大きな

作業をする時に、「おやじメール」で「斉連絡をすると、おやじの会のメンバーがお手伝いに駆けつけてくれるそうです。



◆ 自治会に対する思い

地域活動を始めたことで地域のいろいろな人々と知り合い、横のつながりがどんどん広がっていき、中で、荇子田自治会からも声がか

この時整備が進んだのが、この斜面の箇所です。
なお、荇子田太陽公園には公園愛護会があり、バラの管理のほか公園の清掃など、様々な活動を精力的に実施しています(増田さんより写真提供)

かりました。初めは、受けた以上は生懸命やらなければいけない、バラの活動を優先したい…と、断っていたのですが、2012(平成24)年から役員を務めています。「自治会が滞ってしまったら、街が生きていけないんだ」と、自治会に対する真剣な思いを語ってくれました。荇子田自治会では、おやじの会や老人会といった地域の団体と協力・連携しながら、餅つき大会や流しソーメン、道路清掃など、非常にたくさんさんの取組を行っているそうです。



おやじの会と流しソーメンの準備をしている様子。
竹を切るところから始めます(増田さんより写真提供)

◆ 垣間見える 丁寧なつながりづくり

様々な活動に携わっている増田さんですが、やはり太陽ローズハウスに対する思い入れはひとしおのようで、設立時の苦労話や現在の運営に関するお話をたくさん聞くことができました。

現在、太陽ローズハウスの光熱水費や一部の修繕費は、荇子田自治会が負担することを自治会の規約で定めているのですが、これは太陽ローズハウスを建てる際、「みんなのものだ」という思いを、自治会のメンバーも含め、地域の方々ときちんと共有してきたからこそ、成り立っている体制なのだと話してくれました。

いろいろな人たちとの関わりにおいて、「まず人の話をよく聞くことが大事。時間はかかるけど、相手の話を聞く」「話せばわかる人が大勢だ」と話していたように、丁寧に相手と関係を作り、そうして広がっていく地域とのしっかりしたつながりが、増田さんの活動の基礎となっているのだと感じました。



増田さんより写真提供



太陽ローズハウスのお手洗いと設置されたステンドグラスについて説明してくれている増田さん。太陽ローズハウスに設置されている2枚のステンドグラスは、設立時に地域の方2名からそれぞれ寄付を受けたそうです

◆モチベーション

地域のために精力的に様々な活動に取り組む増田さんですが、そのモチベーションは「私がやらなければ誰がやる」という熱い思いです。「私利私欲や(個人の)誉を求めるのではなく、地域の方に一人でもいいから喜んでもらえれば、それでいいんだ」と語っている姿がとても印象的でした。

◆これから取り組みたいこと

荏子田地区でも顕著となっている高齢化問題に対して、高齢者を地域で支え合えるように、自身の様々な活動を通じて積極的に取り組んでいきたいそうです。「皆さん、(高齢化問題を)口に揃え

ては言うけれど、実行に移しては行かない。行動に移さないとだめなんです」と話し、太陽ローズハウスの代表として、高齢者が集まる将棋や習字の教室、コーヒースロンを行う団体を温かく見守っている様子が伝わってきました。

また、責任を持って取り組んでくれる人が集まったら、荏子田地区にある全ての公園を、花と緑でいっぱいにする活動に取り組みたいとも話してくれました。

◆地域で何かやってみたいと考えている「後輩」たちへ

地域活動について増田さんは、「活動は続かないとだめ。燃え尽き症候群はだめなんだ」と、力を入れて話していました。地域活動を始めようと考えている方々へ、活動を長く続けるためのアドバイスとして、「大きな夢や目標を持つことはいいことだけど、それをいつ頃に叶えようとしないうこと。息切れしないように、楽しみながら一歩一歩着実に、活動に

関わる人みんなが負担を感じないスピードでやっていくことが大切」と、話してくれました。まさにこれこそが、太陽ローズガーデンの活動が20年続いている理由だということです。

また、ヨコハマ市民まち普請事業を目指す方々に対しては、「頑張ればできます。最初から諦めない」という言葉を残してくれました。

いろいろな活動に取り組む増田さんは、現役の頃よりも忙しい日々を過ごしているそうです。それでも、「自分で始めたことだから、楽しんでやってるから、全然苦にならない」と話してくれた姿に、増田さんの地域に対する思いの深さを感じました。



長津 末江さん
(中里地区)



増田 健一さん
(山内地区)

青葉区地域力応援通信「あおばいろ」

発行元 横浜市青葉区政推進課地域力推進担当
〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31番地4
TEL:045-978-2286 FAX:045-978-2410

発行日 2022年3月
印刷 株式会社クレコミックス

自治会町内会館整備について

1 令和 5 年度の会館整備予定の申し出について

令和 5 年度に自治会町内会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費 100 万円以上）を行う意向がある自治会町内会を対象に、あらかじめ審査を行った上で予算編成を行い、予算確定後、優先度の高い案件から予算の範囲内で補助申請を受け付ける自治会町内会を決定していきたいと考えています。

つきましては、**令和 5 年度に会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費 100 万円以上の工事が対象）を予定している自治会町内会については、まず、各区役所へお申し出をいただき、その後、必要書類をご提出いただくこととなります。（自治会町内会が公園内に公園集会所の整備を予定する場合についても、同様にお申し出と必要書類のご提出をお願いします。）**

（注）公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、環境創造局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。

また、令和 5 年度事前申出分より制度が一部変更になりましたので、裏面の「制度の主な変更点」を必ずご確認ください。詳細につきましては、各区地域振興課で配付している「自治会町内会館整備費補助の手引き【補助制度説明編】」をご覧ください。

（1）今後のスケジュール

- ・区役所へのお申し出及び書類提出の締切は、令和 4 年 7 月頃の予定です。
必要な書類等については、区役所地域振興課へお問い合わせください。
（内容を審査した上で、令和 4 年 9 月頃より予算の編成を行っていきます）
- ・令和 5 年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和 5 年 3 月末頃の予定です。

（2）自治会町内会への周知

別紙『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』を全自治会町内会に配付します。

(3) 制度の主な変更点（令和5年度事前申し出分より適用）※下線部変更点

これまで、耐震補強工事と修繕を合わせて「改修」としていましたが、種類ごとの補助上限額としました。

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 99,000円 かつ 1,200万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	500万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
<u>耐震補強工事</u>	2分の1	<u>300万円</u>	<u>耐震診断（※）に基づいて行う工事</u> <u>（※）会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断</u>
修繕	2分の1	200万円	<u>既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない）</u> ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

<参考>算出方法の考え方

例① 耐震補強工事費 1,000万円 → 補助額 300万円

例② 耐震補強工事費 700万円 → 補助額 300万円
修繕工事費 400万円 → 補助額 200万円 } 補助額合計 500万円

※耐震補強工事（補助上限額 300万円）と修繕（補助上限額 200万円）の補助を同時に受けることができます。

2 令和4年度の自治会町内会館整備費補助事業について

整備予定件数 47件（新築6件、増築・改修3件、修繕38件）

事業予算額 145,610千円（事前申請分：140,610千円、緊急対応分：5,000千円）

※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。

担当：横浜市市民局地域活動推進課

電話 671-2317 FAX 664-0734

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和4年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。

令和4年度の事前の申出分より、一部変更した補助制度が適用されます。変更内容の詳細は区役所地域振興課にお問合せください。

◆ 補助制度について

<お問い合わせ先：区役所地域振興課>

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者(※1)による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している(事業者は建設業の許可が必要です。(※2))
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店(又は主たる事務所)の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 99,000円 かつ 1,200万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	500万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	300万円	耐震診断(※)に基づいて行う工事 (※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	200万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事(機器及び器具の購入のみは含まない) ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び200万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度7月頃までに、事前の申出が必要です。
横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、**必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。**
- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、**工事請負契約前又は売買契約締結前に**、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、**必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。**
※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき、所定の手続きを行った後、補助金の支払いを行います。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間(※注)」内に処分(解体等)するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び改修のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、

融資額の単位は10万円で、返済期間は10年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

次に該当するときは、融資が受けられません。

- (1) 他の金融機関からの借換えを目的とするもの
- (2) すでにこの制度で融資を受けた自治会町内会で、返済残金のある団体

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要ですので、事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意志決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索